順位	氏名(議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
5	望月 徹(11)	1. 婚活支援を拡充し、結婚の多いまちづくりを結婚をされる方については、国をはじめ各市町でも独自な支援が組み込まれています。結婚を望む方は多いが、出会いの機会に恵まれないという方も多いと聞いています。成婚に至る婚活支援について、本市及び外郭団体の取組は、県のふじのくに出会いサポートとンターとの連携、本市から委託を受けた業者による出会いの場の創出(令和4年度1回)、社会福祉協議会で実施している結婚相談(ハピネスFUJI)、コロナ禍前は富士商工会議所主催のイベントもありました。これ以外にも、民間事業者による結婚相談があります。 (1) 本市として、多種多様な婚活イベントを毎月開催し、出会いの機会の創出を図る必要があると考えるが、当局の見解をお伺いします。 (2) 婚活支援サポーター(縁結びサポーター)制度の導入を検討すべきと考えるが、当局の見解をお伺いします。 (2) 婚活支援をして、職務内容とともに学校教育法施行規則で明確に規定した。これは、学校教育制度の中で教員業務支援員の職務がしっかり組み込まれたことを意味します。 2006年6月、学校教育法の改正により、小・中学校等にた策する教育上特別の支援を必要とする児童生徒などに対して、適切な教育(特別支援教育)を行うことが明確に位置づけられました。本市においても、多くのスタッフを採用し、活用しています。現在の実態と今後の取組について、以下質問します。 (1) 教員の現状から、働き方改革がどのようになされているか、当局の見解をお伺いします。 (2) 特別支援サポート員の拡充を図ることで、働き方改革の一助になると考えるが、当局の見解をお伺いします。	市及教担 ・ び育部 ・ 長長長